

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。町民憲章の朗読をいたします。本文のみお願いします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、１５人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成２３年第４回筑前町議会定例会を開会します。 （９：３０）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定によって、 9番 一木哲美議員及び１０番 梅田美代子議員を、指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日１２月６日から９日までの４日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から１２月９日までの４日間と決定しました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成２３年第４回定例会を招集しましたところ、多数ご出席いただきましてありがとうございます。 私は、先月の３０日に東京での全国市町村長が一堂に会する国保制度改善強化全国大会に出席してまいりました。全国の市町村が国保会計への一般財源の繰入金が多額となり地方財政のひっ迫の大きな要因となっている。打開のために制度改革と国庫金の増額、また自治体の特定健診率を向上させようとするものでした。筑前町においても喫緊の課題であります。 このためにも９月の定例会で可決いただきました健康づくり、医療費や介護費の節減のためにアンケート調査を実施中でございます。今回のアンケートが人の生活環境の中でのストレスや幸福度がどう健康に関連するかにも着目した内容になっており、住民の方々から様々に意見もいただいているところでございますけれども、ぜひご協力いただいて、住民の健康づくり、医療費削減に結び付けたいと考えております。 次に、本定例会における筑前町の補正予算額は近隣の市町村に比較して多額となっております。 これは、当初留保していた地方交付税と確定した前年度繰越金、それに当初予定外

の宝くじ交付金等が収入なされることになり、町としては事業の財源だけではなく、健全財政資金として公債費の繰上償還や減債基金の積み立てなどに充当するものでございます。今後、地域振興施策と基金積み立て、繰上償還のバランスを図りながらまちづくりを推進していく所存でございます。

それでは、本日提案いたします議案等１０件の提案理由の説明を申し上げます。

なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。

諮問第４号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成２４年３月３１日をもって任期満了となるため、再任の推薦をしたいので議会の意見を求めるものです。

議案第４２号 筑前町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成２３年６月３０日に施行され、寄附金税額控除の適用下限の引き下げ、罰則の見直し等が行われたため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４３号 筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行により改正されることに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第４４号 平成２３年度筑前町一般会計補正予算（第３号）につきましては、補正額５１１，０３８千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１２，４２６，１４８千円とするものです。

増額補正する主なものは、

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ・サマージャンボ宝くじ交付金を地域振興基金積立へ | １００，０００千円 |
| ・今後の公債費繰上償還に備え減債基金積立を | １００，０００千円 |
| ・公債費対策としての繰上償還 | １５５，３２８千円 |
| ・障害者自立支援給付費等ほか過年度補助金等返還金 | ３３，８３１千円 |
| ・競争力ある水田農業確立のための水田農業担い手機械導入支援事業 | ７，７１４千円 |
| ・三並小学校下水道接続及び屋外トイレ改修事業 | １５，１３７千円 |
- などを追加するものです。

議案第４５号 平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）につきましては、補正額６，０１９千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ３，３８２，５９９千円とするものです。

議案第４６号 平成２３年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額９，５９８千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１９，６４０千円とするものです。

議案第４７号 平成２３年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額３，３２２千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１６３，６９６千円とするものです。

議案第４８号 平成２３年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額３，１９２千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１，６６３，６０１千円とするものです。

議案第４９号 平成２３年度筑前町水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、収益的支出の予算額を７，２６７千円減額し、収益的支出予定額を３２２，６５７千円とするものです。

	議案第５０号 平成２３年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額１，２１４千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ３，０６９千円とするものです。 以上が、本日提案します議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえご賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつと議案等の説明といたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第４	
議 長	日程第４ 諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	おはようございます。 議案書の２ページをお願いいたします。 諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。 本日付提出、町長名です。 氏 名 井上祐一 住 所 筑前町中牟田 提案理由、人権擁護委員の井上祐一氏が、平成２４年３月３１日をもって任期満了となるので、再任のため候補者として推薦しようとするものでございます。 参考資料として、お手元に井上祐一氏の経歴書を配布しております。どうぞよろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第４号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。
日程第５～ 日程第１３	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第５から日程第１３までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第５ 議案第４２号から日程第１３ 議案第５０号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。

	これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 税務課長
税務課長	議案書の３ページをお願いしたいと思います。 議案第４２号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための 地方税法等の一部を改正する法律が、平成２３年６月３０日に施行され、寄附金税額 控除の適用下限の引き下げ、罰則の見直し等が行われたため、当該条例の一部を改正 する必要が生じ、この条例案を提出する理由でございます。 ４ページでございます。 筑前町税条例の一部を改正する条例 第１条、筑前町税条例の一部を次のように改正するということで、左側、改正案を 説明申し上げます。 まず、第２６条でございますが、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料で ございますが、現行３万円を１０万円に引き上げがなされる。これの改正でございま す。 次に、第３４条の７、寄附金税額控除でございますけれども、これにつきましては、 現在寄附金につきましては、町民税において５千円が下限となっております。これ を２千円に引き下げるというもの。それから、現在は条例で、こういった特例控除等 の規定については条例で決めておりましたけれども、法に基づいて、法の中で条文が 制定されましたので、その部分が変わっております。 それから、５ページでございますが、第５項に前各号に掲げるもののほか、住民の 福祉の増進に寄与する寄附金として町長が認めるものということで謳っております けれども、これにつきましては、現行条例、６ページになりますけれども、上から４ 行目、オの欄に、アからエまでに掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与するも のとして、福岡県税条例第２０条の５の３第３号ホで定めるものという規定がござい ます。これにつきましては、この条文を、今度は町長が認めるものというふうなこと で組み替えるものでございます。 それから、６ページの第２項でございますけれども、寄附金、これはふるさと納税 の部分でございますが、これの控除、特例控除というものがございます。これの算定 式が条例で定めておりましたけれども、これにつきましても、法第３１４条の７第２ 項で定められたことによって削除するものでございます。 併せて、これにつきましても、条文の中に下限５千円というものが出来来ますけれ ども、これも２千円に変わるというものでございます。 次に、８ページでございますけれども、３６条の３、所得税に係る更正又は決定事 項の申告義務でございますけれども、これは、各号でくくられておったものが、項に くくられ直すということで、文言の修正でございます。 それから、３６条の４、町民税に係る不申告に関する過料でございますけれども、 これは、語句の一部修正と罰則、過料が３万円から１０万円に引き上げられるもので ございます。 ９ページでございます。 第５３条の１０、退職所得申告の不提出に係る過料でございますけれども、これも

	罰則の規定の見直しによりまして、3万円が10万円に引き上げられるというものでございます。 続いて第61条、固定資産税の課税標準でございますが、これは、法の349条の3の中に、新たに7項が追加されました関係で、現行の7項が8項に繰り下がるということで、順次項が繰り下がった関係で、11項が12項に繰り下がったものでございます。 それから第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございますが、これも罰則の改正でございまして、過料の3万円が10万円に引き上げられるものでございます。 次に、10ページ、第75条でございますが、固定資産に係る不申告に関する過料でございますが、これにつきましても、罰則が改正されて3万円が10万円の過料というふうになるものでございます。 次の第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料でございますが、これも同様に罰則の引き上げで3万円が10万円に代わるものでございます。 次の第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料、それから105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料でございますが、これにつきましては、新たに条文が制定をされまして、罰則が10万円という過料が設けられたものでございます。 これにつきましては、事前説明の中で引き上げということを申し上げておりましたが、新規に設けられたものでございます。 それから11ページ、107条、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、それから第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、これにつきましては、同じように罰則の引き上げによって、3万円の過料が10万円に引き上げられたものでございます。 次に139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料、これにつきましては、新規に罰則規定が設けられまして、新規に10万円の過料が設けられたものでございます。 12ページ、第139条の3、特別土地保有税の減免ということで、これにつきましては、条の繰り下げを行いまして、文言の一部修正がなされたものでございます。 それから、附則第7条の4でございます。寄附金税額控除における特例控除額の特例ということでございますが、この部分については先ほどの寄附金税額控除の34条の7が改正されましたけれども、この部分は課税総所得がない方で分離所得だけが発生する場合、そういった場合には、税額の控除の計算方式が変わります。それが法律によって制定をされまして、条例で設けておったものをそのように改正をするものでございます。なんら計算方式等について変わったものではございません。 次に、14ページでございますけれども、第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ということで、これにつきましては、現在、肉用牛等を売却を、指定されました施設等で売却をした場合には、2000頭までは非課税措置がございまして、 ただしこれは当然売却額に上限があるわけでございますけれども、それを1500頭までに引き下げて、本来でしたら24年度まででこの措置が終わるわけでございますけれども、3年間延長をして27年度までとするものでございます。 次が15ページでございますが、下のほうになりますけれども、第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますけれども、これにつきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律というものがございまして、その31条、これは、賃貸住宅の整備計画とか管理計画等を謳った条文でございまして、これが削除をされます。
--	---

	そういった関係で、同法律の中に第7条の第1項というものがございいます。これは、住宅の賃貸人としての登録の項目になるんですけども、それを適用するという形で条文の組み替えということで法律が変わりましたので、これを改正するものでございいます。 それから16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例ということで、これについては、上場株式配当につきまして、課税所得がない方でこういった配当がある場合、分離所得のある方についての条文の改正でございいます。 それから、次が17ページ、第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、それから18ページ、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、それから、次の19ページ、第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、それから20ページの第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、それから、次の21ページ、第20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、それから22ページ、第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございいますけれども、これにつきましても、いずれにつきましても寄附金税額控除の改正に伴いまして、その条文が変わったことによる改正でございいます。 それから24ページでございいます。第2条、筑前町税条例の一部を改正する条例を次のように改正するという事で、これにつきましては、平成20年の条例を制定した際に設けたものでございまして、上場株式の軽減措置というものが、21年の1月から23年の12月31日までされるようになっておりました。 この上場株式については、本来国、県、町の税率を合わせますと、20%が本来の税率なんですけれども、現在はこれが10%になっております。町の税率は、3%が本来の税率でございいますけれども、これを軽減して1.8%となっております。これを延長をして、25年の12月31日までということで、2カ年の延長措置をするものでございいます。 それから、26ページでございいます。第3条、筑前町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するという事で、これは、平成22年に条例を制定をした条項でございまして、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡あるいは配当所得に関する非課税措置というものが、平成25年からスタートするようになっておりましたけれども、これを2カ年延長されて、27年の1月1日からスタートさせるというものでございいます。そのように改正されるものでございいます。 それから、27ページは施行期日でございいますけれども、概略だけ申し上げたいと思います。 罰則に関する規定につきましては、これについては、条例の公布の日から2カ月を経た日から施行日というふうになるわけでございいます。 それから、肉用牛等の売却の条文がございましたけれども、これについては平成25年の1月1日からということが施行日になるというふうなことでございいます。 概要につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。今回の改正についての説明を終わらせていただきます。以上でございいます。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の29ページをお願いしたいと思います。 議案第43号「筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございいます。 提案理由、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が障がい者制度改革推進本部に

	おける検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行により改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたためであります。これが、条例案を提出する理由でございます。 次、内容ですけれども、30ページをお願いしたいと思います。 障害者自立支援法、児童福祉法の改正による文言の改正でございます。 第13条につきましては、障がい者や障がい児が入所施設などへ入所した場合、入所前の市町村が医療費の支給を行うという住所地特例に関する条項でございます。 改正部分につきましては下線の部分でございますが、まず第13条第1項は、障害者自立支援法第5条第4項に同行援護という規定が加わったために、5項が6項に繰り下がったものでございます。 現行のカッコ内につきましては、前回の改正で、24年3月31日まで同法の附則による暫定措置が行われておりましたけれども、これがなくなるためのものでございます。 22条が27項になっていますのは、先ほどの4項目目、6項へ1項削除されたためでございます。 第2項の改正につきましても下線部分でございますけれども、障がい児の施設が障がいの状況によりまして分けられていたものが、障害児施設等に一本化されたための改正でございます。 31ページでございますけれども、附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するということでお願いしたいと思います。以上です。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の32ページでございます。 議案第44号「平成23年度筑前町一般会計補正予算（第3号）について」平成23年度筑前町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 それでは、別冊の補正予算書を準備いただきたいと思います。 まず、補正予算書の1ページでございます。 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第3号） 平成23年度筑前町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ511,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,426,148千円とする。 2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。ということでございます。 それでは、6、7ページをお開きいただきたいと思います。そこに事項別明細書の総括表がございますのでご覧いただきたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、歳入歳出それぞれ511,038千円の増でございます。7ページのほうに歳出でございます。補正額、増額でございます。財源内訳といたしましては、国県支出金が20,149千円、地方債がマイナスの2,800千円、その他が131,683千円、一般財源が362,006千円ということでございます。 それでは、歳入歳出の内容の説明に入りますけれども、説明は11月29日の全員協議会で補正予算の概要を説明しております。また併せまして、詳細を記載した資料

	を、全員協議会資料を差し上げておりますので、主な内容のみの説明にさせていただきますと思います。 それでは、歳出から説明をいたします。13ページをお開きいただきたいと思います。 今回の補正では、款ごとに人件費、給与、職員手当等共済費の補正がございます。これは、4月の人事異動によります増減額を補正するものでございまして、総額で24,844千円の増額でございます。 この要因は、特別会計から一般会計への移動によります増と、その一般管理費、職員手当等の一番下段にございます共済費に計上いたします勸奨による退職者の退職手当特別負担金24,003千円の増によるものでございます。 この人件費分につきましては、それぞれの款にございますけれども、説明は省略をさせていただきますと思います。 1款1項1目議会費から14ページにかけての財政管理費は省略をさせていただきます。 14ページ、9目の減債基金費に1億円、それから、11節地域振興基金費に100,500千円の元金積み立て。この地域振興基金分の1億円につきましては町長のあいさつにもありましたけれども、福岡県振興協会からのサマージャンボ宝くじ交付金を積み立てるものでございます。 12目の公共施設等整備基金費の元金積立は、工業用地造成事業特別会計からの繰入金を積み立てるものでございます。 14目の退職手当準備基金の元金積立は、今後の退職勸奨者の特別負担金に備えるために積み立てをするものでございます。 8目から19目まで、ここの基金の全目でございますけれども、利子積立金は3月末までの利子見込額で補正をするものでございまして、利子総額が21,984千円でございます。 続きまして15ページ、企画費でございます。 19節は、新たに難視聴地区となった世帯のうち、申請をされます41世帯にNHKからの助成金を交付するものでございます。 26目女性センター費は、名称変更に伴う案内板等の変更工事を行うものでございます。 30目子ども未来センター費は、児童虐待や相談業務の迅速、適切な対応のため、要保護児童等の支援のためのデータシステムの整備を行うものでございます。 次の2項1目税務総務費から17ページ、3款1項1目社会福祉総務費までは省略をさせていただきますと思います。 5目老人福祉費でございます。 18ページの19節に介護基盤緊急整備補助金は、県の補助単価の変更によります補正でございます。 同じく19節の介護施設開設準備特別対策事業費補助金、これも県の補助単価の変更により減額補正をするものでございます。 23節は22年度の実績に基づきます返還金でございます。この他に返還金が様々な場所に出てまいりますけれども、すべて22年度実績に基づく国県等の返還金でございますので、以下の説明については省略をさせていただきますと思います。 続きまして、6目障害者福祉費です。障害者制度の谷間を生まないための実態調査の費用を1節、3節に必要経費を補正をしておるところでございます。 8目ひとり親家庭等医療対策費は補正はありませんけれども、22年度実績によります精算金の交付があったために財源の組み替えを行うものでございます。
--	--

	それから、18ページの下段から19ページにかけて2項1目児童福祉総務費4,480千円の補正でございますが、13節の学童保育所運営委託料は決算見込みによる補正をするものでございます。 同じく13節の保育料システム改修委託料は、平成22年度の税制改正で16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となっておりますが、国の指導で保育料については、この扶養控除の影響をできるだけ遮断をすることが通知されておりまして、そのためのシステムの改修を行うものでございます。 4目は説明を省略いたします。 続きまして、19ページから20ページにかけましてでございますが、5目の児童措置費8,247千円の増額補正でございます。 子ども手当制度改正によりますシステムの改修及び新規認定通知等の郵送料の補正と、0歳から1歳児の受け入れが増加をいたしました篠隈保育所の指定管理委託料の補正でございます。 続きまして6目でございます。乳幼児医療対策費でございます。 これも補正はございませんけれども、22年度実績によります精算金の交付があったために財源を組み替えるものでございます。 4款1項1目保健衛生総務費は説明を省略します。2目も省略をさせていただきます。 3目予防費、1,927千円の増額補正でございます。日本脳炎の予防接種が、国からの通達で接種対象者が増えたことによります補正でございます。 続きまして21ページでございますが、4款2項1目清掃総務費から5款1項2目農業総務費まで説明を省略いたします。 22ページをお開きいただきたいと思います。 3目農業振興費7,448千円の増額補正でございます。水田農業担い手機械導入支援事業は、24年度に予定をしておりました10件のうち、県からの要望もございまして2件前倒しで事業を行うものでございます。今回補正の内容につきましては、トラクターと大豆専用コンバインの導入でございます。 園芸農業対策事業は、該当事業所が3件から8件に増加したために補正をするものでございます。 28節は人件費分の補正でございます。 4目畜産費、928千円の増額補正でございます。 省エネ型畜産施設整備事業、1件に補助をするものでございます。 6目農業土木費、764千円の増額補正でございます。 県営大村ため池整備事業でございます。県の予算の関係で減額したり増額したりでございます。今回の増額は地元の要望で、事業費ベースで3,800千円が増額されたことによります補正でございます。県土地改良特別賦課金も同様に事業費が増えたことによります補正でございます。 7款1項1目土木総務費、説明を省略いたします。 23ページでございます。4項1目都市計画総務費、4,712千円の増額補正でございます。 9節でございますけれども、西田地区まちづくり推進委員会の今後の開催回数増加に対しての補正でございます。その他については省略をいたします。 5項1目住宅管理費でございます。1,808千円の増額補正でございます。 15節は、空き家となりました松延団地1棟、マクリ団地1棟の解体工事を行うものでございます。 続きまして、24ページでございます。8款1項1目常備消防費3,057千円の
--	---

	増額補正でございます。 平成23年度の消防費にかかります基準財政需要額が確定したことによる負担金の増額でございます。 9款1項2目事務局費、説明を省略いたします。 24ページ、下段から25ページ、2項の三並小学校費、15,361千円の増額補正でございます。これは、落雷によります消火栓ポンプの修繕、下水道接続及び屋外トイレ改修工事の工事請負費と工事監理業務の費用でございます。 続きまして、5項三輪小学校費から6項夜須中学校費までは省略をいたします。 続きまして、26ページでございます。 三輪中学校費の修繕料も落雷によります修繕でございます。 8項1目社会教育総務費それから3目の公民館費、省略をいたします。 27ページ、6目でございます。めくば一図書館費でございます。 平成24年度の委託業者との引き継ぎのための費用を計上しておるところでございます。 10項1目保健体育総務費でございますけれども、中学校それから高校の少林寺拳法全国大会及び小学校ソフトテニス全国大会出場の助成金の増額補正でございます。 11款公債費でございます。JA筑前あさくら様と協議が整いまして、平成20年度の借入分を繰上償還するものでございます。 次に、歳入を説明いたします。9ページをお開きいただきたいと思います。 歳入は、地方交付税等の一般財源につきましては、全員協議会で詳しく説明をしましたので省略をしております。 また、国県の事業費補助金は歳出事業の補助金でございますので、説明を省略させていただきますと思います。 13款の分担金でございます。これは、大村ため池整備事業の事業費増に伴います分担金の増でございます。 15款2項3目の安心子ども基金 児童虐待防止対策補助金は増額をして、10ページの民生費県補助金、児童福祉費補助金の児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金に組み替えてございます。 続きまして、10ページでございます。 17款でございます。財産収入でございますけれども、これは、各種基金利子の分でございます。 11ページでございます。基金繰入金でございます。 公共施設等整備基金はふるさと農道に、農業振興基金は園芸農業対策事業補助金に充てることにいたしておるところでございます。 21款でございます。そこにサマージャンボ宝くじ交付金を1億円計上しておるところでございます。 22款の町債は、ふるさと農道に基金を充てる関係で合併特例債を減額するものでございます。 以上で、歳入の説明を終わります。 次に8ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為でございます。 給食業務委託が4件、図書館運営業務委託が1件、計5件でございます。期間はすべて平成24年度から26年度までの3年間でございます。 給食業務関係では、三並小学校、中牟田小学校が限度額49,361千円でございます。東小田小学校が限度額39,438千円、三輪小学校が限度額46,179千円、三輪中学校が限度額36,635千円でございます。 図書館運営業務では限度額が149,316千円でございます。限度額はいずれも
--	--

	3年分でございます。 以上で、平成23年度筑前町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。 議案第45号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」 平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 それでは予算書のほうをお願いしたいと思います。 まず1ページでございます。 平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） 平成23年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,382,599千円とする。 本日付提出、町長名でございます。 それでは内容の説明をしたいと思います。 事項別明細のほうで説明したいと思います。7ページをお開きいただきたいと思います。 まず、歳出ですけれども、1款1項1目一般管理費の1節報酬ですけれども、産休代替の職員による減額分でございます。月途中からの産休でしたので、次の月の初めからの雇用というようになりましてために減額になっております。 次に、2節から3節につきましては、異動による人件費の減額というようなことでございます。 次に、13節でございますけれども、これにつきましては、保険証のカード化に伴う分でございます。 同じく2目につきましては、確定によるものでございます。 次に、3款から8ページの6款につきましても確定によるものでございます。 次に、9ページでございますが、8款2項2目健康づくり推進事業費につきましては、1節報酬でございますが、保健師のほうで予算化をしておりましたけれども、求人を行いまして応募がないというようなことで、管理栄養士に代えて事業を見直したための減額でございます。また、5月の中旬からの雇用になりました。その関係でございます。 次に、11款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、保険税の過年度還付の増加によるものでございます。 11款1項2目償還金につきましては、療養給付費負担金、国庫ですけれども、の返還金でございます。これも確定によるものでございます。 13款1項1目前年度繰上充用金につきましては、前年度繰上充用の確定によるものでございます。 次に6ページ、歳入でございます。 まず、1款1項の国民健康保険税でございますけれども、全体として660,000千円ほどの収入見込みでございますが、17,000千円ほど見込みと違う数字になっております。これにつきましては、歳出の主な財源が一般財源で措置しなければならない返還金でございます。不足額を税に計上するほかなかったというような状況でございます。

	9款1項1目一般会計繰入金につきましては、給与の減額によるものでございます。 11款4項5目雑入は、老人保健拠出金の返還金でございます。これも確定でございます。 同じく7目の歳入欠かん補填収入につきましては、前年度繰上充用額の減額による、確定によるものでございます。以上でございます。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の34ページをお願いいたします。 議案第46号「平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」 平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 別冊のほうで説明させていただきます。1ページをお開きください。 平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） 平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,640千円とするものでございます。 2項は省略させていただきます。 今回の補正につきましては、1点目に、借受人から一括して約2,640千円の返済がされております。そのうちの900千円がまだ返済期限が来ていない分でございますので、繰上返済という形になります。その分につきまして町のほうも、借入先である簡保のほうに繰上償還しようとするものでございます。 それから、2点目といたしましては、平成22年度からの繰越金を計上するものでございます。 3点目に、一括返済された分を含みます現時点での決算見込み等による補正でございます。 それでは内容を、歳入のほうから説明させていただきます。 6ページをお願いいたします。 1款1項1目住宅新築資金等県補助金、5千円の減額補正でございます。これは、繰上償還することによりまして県の補助、これが利子に対する補助金でございますので、5千円減額になるものでございます。 次の4款1項1目繰越金、6,380千円の増額補正です。これは、9月の決算審査特別委員会で承認をいただいたものを補正するものでございます。 次の5款2項の貸付金元利収入、1目から4目までの合計で3,223千円の増額補正です。これは、先ほど説明しました借受人からの一括返済分を含みます現時点での決算見込みでございます。 次に、7ページの歳出でございます。 1款1項2目財政調整基金費、3,000千円の増額補正です。これは、繰越金のほうから3,000千円を基金のほうに積み立てをしようとするものでございます。 2款1項公債費、1目と2目合わせまして833千円の増額補正です。これは、借受人からの繰上償還されたもの、それを、町を含めまして償還するものでございます。 なお2目の利子、繰上償還することによりまして、利子のほうが16千円の減額となるものです。 次の4款1項1目の予備費、5,765千円の増額補正です。これは、来年9月の

	償還時期に支払う資金の確保をしようとするものでございます。以上です。
議 長	下水道課長
下水道課長	議案書の３５ページをお願いいたします。 議案第４７号「平成２３年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について」 平成２３年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の補正予算（第１号）をお願いいたします。 １ページでございます。 平成２３年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号） 平成２３年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，３２２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６３，６９６千円とする。 内容の説明をいたします。 ７ページをお願いいたします。歳出でございます。 １款１項１目農業集落排水施設管理費、３，３８４千円の減でございます。 内容は、２節の給料から４節の共済費までの減でございます。これは、４月１日の人事異動に基づくものでございます。 ２目基金費、６２千円の増、基金利子の実績を積み立てるものでございます。 次に、６ページをお願いいたします。歳入でございます。 ３款１項１目利子及び配当金、補正額６２千円の増でございます。これは、基金利子の実績によるものでございます。 ４款１項１目一般会計繰入金、３，３８４千円の減、人事異動に伴う人件費の減が生じましたので繰入金を減額するものでございます。 続きまして、議案書の３６ページをお願いします。 議案第４８号「平成２３年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について」 平成２３年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の補正予算（第１号）をお願いいたします。 １ページでございます。 平成２３年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号） 平成２３年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，１９２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，６６３，６０１千円とする。 内容の説明をいたします。 ７ページをお願いいたします。歳出でございます。 １款１項１目公共下水道施設管理費、１，８８４千円の減です。 内訳は、２節給料、３節職員手当等、４節共済費の減、これは、人事異動に伴うものでございます。 ２目基金費、補正額１６２千円の増、これは、基金利子の実績を積み立てるものでございます。

	2款1項1目公共下水道施設整備費、1,470千円の減です。 内訳は、3節職員手当等、4節共済費の減です。主なものとしましては、時間外勤務手当の実績と見込みによる減でございます。 次に、歳入でございます。6ページをお願いします。 1款1項1目公共下水道事業負担金、51千円の増、これは、現年度分の賦課決定によるものでございます。 5款1項1目利子及び配当金、補正額162千円の増、これは、基金利子の実績によるものでございます。 8款1項2目加算金、5千円の減、これは、消費税還付加算金の減でございます。消費税の還付がなくなったために加算金を減額するものでございます。 8款3項2目雑入、補正額3,400千円の減、これは、消費税還付金の減でございます。使用料に含まれます消費税が事業に含まれる消費税よりも大きくなったために、消費税の還付が今年度からなくなったためでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	水道課長
水道課長	議案書の37ページをお願いいたします。 議案第49号「平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名です。 別冊の水道事業会計補正予算書をお願いいたします。 1ページをお願いいたします。 平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号） 第1条、平成23年度筑前町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成23年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予算額を次のとおり補正する。 支出です。 第2款収益的支出、7,267千円の減額補正で322,657千円とします。 第3条、予算第7条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費につきましては、次のとおり改める。 職員給与費73,738千円。 内容について説明いたします。 8ページの次に、水道事業会計補正予算附属書類を添付しておりますので、そちらの2ページをお願いいたします。 収益的収入及び支出の、支出の分です。 1款水道事業費、1目の原水及び浄水費の受水費の節ですけれども、243千円の増額をいたしております。これは、受水費の1日分の追加補正でありまして、平成24年2月分を誤って28日で計上いたしておりました。申し訳ありません。1日分の追加でございます。 それから、3目の総係費、7,510千円の減額です。人件費の減額補正をいたしております。4月の人事異動に伴うもの及び職員が1名減になったものでございます。 以上で、説明を終わらせていただきます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	議案書の38ページをお願いいたします。 議案第50号「平成23年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」

	について」 平成２３年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の２３年度工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）をお願いいたします。 今回提出いたしております補正予算（第１号）は、９月定例会でご承認いただきました平成２２年度決算における実質収支額を平成２３年度に繰り越しいたすためのものでございます。 補正予算書の１ページをお願いいたします。 平成２３年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号） 平成２３年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，２１４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，０６９千円とする。 次に、２ページをお願いいたします。 第１表、歳入歳出予算補正でございます。 歳入は、４款１項繰越金の補正前の額１，８５５千円に１，２１４千円を増額し、計を平成２２年度から２３年度への実質繰越額３，０６９千円といたしております。 次に、３ページです。 ３款１項繰出金に歳入補正額と同額の１，２１４千円を新たに計上いたしております。 次に、歳入歳出補正予算事項別明細ですが、歳入歳出ともに１項目のみでありますので、６ページからの内訳書でご説明を申し上げます。 歳入は、４款１項１目１節、前年度からの繰越金１，２１４千円でございます。 次に、７ページの歳出です。 前年度からの繰越金に執行予定がないために歳入補正する１，２１４千円を、３款１項１目、２８節繰出金に全額計上いたしまして、一般会計へ繰り越しを行います。以上でございます。
議 長	議案の説明が終わりました。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。 どうもお疲れ様でございました。 （１０：４０）